

埼玉県社会福祉事業団建設工事請負一般競争入札公告

「嵐山郷第3ケアホーム新設工事」について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県社会福祉事業団一般競争入札試行要領（以下「試行要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、試行要領の規定によるものとする。

平成23年12月5日

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
理事長 鈴木豊彦

記

1 工事概要等

(1) 入札対象工事

ア 工事名	嵐山郷 第3ケアホーム新設工事
イ 工事場所	比企郡嵐山町古里2065番4（嵐山郷内）
ウ 工期	契約確定の日から平成24年3月30日まで
エ 設計金額	入札後に公表する
オ 工事概要	
内容	既存家族宿舎（RC2階建て、6戸長屋）の3戸を一体的に活用し ケアホームを新設する工事 ・ 内部改修工事（建築、電気、機械設備）一式 ・ 上記の工事に伴う外構工事一式 延べ床面積 210㎡（改修部分）

(2) 入札手続の方法

試行要領の規定による。

2 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を持参すること。

(1) 期間

平成23年12月12日（月） 午前10時から

平成23年12月14日（水） 午前12時まで

(2) 提出場所

埼玉県社会福祉事業団 嵐山郷 管財担当

住所： 〒355-0201 比企郡嵐山町古里1848

電話： 0493-62-0583

FAX： 0493-62-8944

3 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、埼玉県社会福祉事業団のホームページで案内する。

(1) 入札日時

平成23年12月26日(月) 午前10時

(2) 入札場所

嵐山郷 3階大会議室

4 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

5 この工事の入札に参加する者に必要な資格

本工事の競争入札に参加するのに必要な資格とは、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、入札参加資格審査委員会に諮り資格があると認められた者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県社会福祉事業団会計事務処理要領第2章第6節第2第1項の規定により埼玉県社会福祉事業団の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、更正手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

(4) 埼玉県23・24建設工事等競争入札参加資格者名簿(建築工事)(以下「資格者名簿」という。)に登録された者で埼玉県23・24建設工事請負等競争入札参加資格審査の際に、受注希望工事として「建築一式工事」の申請をしていること。

また、「資格者名簿」に登録された「本店又は主たる営業所」を埼玉県熊谷、東松山、秩父、本庄、北本、飯能の各県土整備事務所管内に有する者、及び川越市、ふじみ野市、富士見市に有する者で、建築工事業の格付けが◎級又はA級であること。

(5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(7) 施工実績

契約の締結日にかかわらず平成13年4月1日から平成23年3月31日までの間に、(過去10年間とした。)国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に定める法人を含む)又は地方公共団体(県が出資する指定出資法人を含む。)との請負契約により、1回の契約金額(特定建設工事企業体による施工実績の場合は、その出資比率に相当する額)が2000万円以上の建築一式工事を埼玉県内において完成させた実績(特定建設工事企業体の構成員としての実績を含む)を有すること。

(8) 配置予定の技術者

ア 配置予定技術者は、当該建築工事に係る建設業法に規定する資格を有し、この工事の主任技術者又は監理技術者として、建設業法26条に基づき配置できること。

また、配置予定技術者は2000万円以上の建築工事の主任技術者の経験を有すること。

イ 配置予定の技術者は、その者が在席する建設業者と一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3ヶ月以前から恒常的な雇用関係にあること。

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

エ 本工事の配置予定技術者が現在他の工事に現場代理人として従事中または従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他工事の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、又は本工事の後片付け期間と他工事の準備期間である場合で、確実に本工事に配置可能な場合を除く。

オ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

要領に基づき入札執行前に確認し、平成23年12月16日（金）までに通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成23年12月20日（火）までに、書面により再確認を求めることができる。

(3) 再確認の結果通知日

再確認の結果は、平成23年12月21日（水）までに回答する。

7 設計図書等

設計図面、設計仕様書、特記仕様書その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、次のとおりとする。

(1) 閲覧期間

平成23年12月 5日（月）から

平成23年12月26日（月）まで

(2) 閲覧場所

埼玉県社会福祉事業団 ホームページ

8 設計図書等に関する質疑

設計図書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書をFAXで提出すること。

(1) 受付期間

平成23年12月19日（月）午前10時から 午後4時まで

(2) 質疑に対する回答

質疑書を提出した者に回答するほか、その要旨をホームページで公表する。
平成23年12月21日(水)

9 最低制限価格

設定する(最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札には参加できない。)

10 現場説明会

開催しない。

11 入札に関する注意事項

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(写)及び一般競争入札参加資格等確認結果通知書を提出する。

(2) 入札書に記載する金額

金額は消費税を含まないものとする。(契約締結時に消費税5%を加算する。)

(3) 入札金額見積内訳書

試行要領様式第9号を作成し、提出する。

(4) 入札回数

ア 再度入札は2回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

試行要領第16条の規定による。

(6) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引換又は撤回することはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより決定する。

ウ 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。

エ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

ウ 金額の訂正のある入札書による入札

エ その他試行要領第20条に該当する入札

オ 確認申請を提出しない者が入札したとき

12 入札保証金

(1) 入札参加希望者は、見積金額の100分の5以上の(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)額の入札保証金の納付を行わなければならない。ただし、次の掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- ア 入札参加希望者が、保険会社との間に事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ウ その他前号に準ずる場合であると理事長が認めるとき。
- (2) 上記(1)イに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。
- 過去2年の間(平成21年10月1日から公告の日まで)に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(出資法人を含む。)と契約を締結し、かつ、履行した契約金額が概ね2000万円以上の建設工事請負契約数件以上について、その契約書の写し又は工事完成(完了)検査結果通知等履行を証明するものの写しを一般競争入札参加資格確認申請書に添付すること。
- (3) 入札保証金は、入札後、様式第8号の請求書に基づきこれを還付するものとする。
- ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。
- (4) 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、還付しないものとする。

13 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に「埼玉県社会福祉事業団」を被保険者とする履行保険契約を締結し、その保険証を提出した者。
 - イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他、理事長が指定する金融機関と「埼玉県社会福祉事業団」を債権者とする工事履行保証契約を締結し、その保険証券を提出した者。
- (3) 契約保証金は、契約の履行後契約者から請求書の提出を受けることにより還付する。
- ただし、債権者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

14 支払い方法

- (1) 前入金 する(その額は、契約金額の40%以内とし、1万円未満端数は切り捨てる。)
- (2) 完成検査終了後精算

15 その他注意事項

- (1) 埼玉県社会福祉事業団建設工事請負一般競争入札試行要領に基づき、入札に参加すること。
- (2) 提出された確認申請書及び確認資料は返却しない。

- (3) 落札者は確認資料に記載した配置した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 入札参加者は入札後、この公告、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 契約期間中に、埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱に係る入札参加停止の措置を受けたときは、契約を解除することがある。この場合、契約の解除による損害の賠償請求はすることができない。

16 問い合わせ先

埼玉県社会福祉事業団 嵐山郷

(担当者) 主査 須藤悦司

電話番号 0493-62-0583

Fax 番号 0493-62-8944